

### ※実務経験の重複等について

- ◎技術検定試験の実務経験申請にあたっては、検定種目7種(建築施工管理、電気工事施工管理、土木施工管理、管工事施工管理、造園施工管理、建設機械施工、電気通信工事施工管理)の工事の経験を、重複して申請することはできません。  
すなわち、ある一つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間に複数の工事を経験した場合であっても、異なる工種の経験を同時期に経た等として期間を重複して申請することはできません。

## 3.建築施工管理に関する実務経験の基準日について

### (1)基準日の設定

- ・基準日は試験日の前日とし、基準日まで実務経験を算定できます。

### (2)実務経験記入上の注意

- ・実務経験は7月末までのものを優先して記入してください。それで実務経験が不足する場合に限り8月以降試験日の前日までに予定される実務経験を記入してください。
- ・ただし、予定される実務経験は、本検定申込時点の勤務先で引き続き従事するものに限りです。

### (3)予定していた実務経験の変更の申告

- ・8月以降試験日の前日までに予定の実務が積めず、受検資格が満たせない場合は、本財団へ電話等で試験日前日までに修正の自己申告を行ってください。なお、実際に実務経験が得られなかった者が修正の自己申告を行わなかった場合は、建設業法施行令第27条の9により不正行為として扱われることがありますのでご注意ください。
- ・予定の実務が積めなかったため、受検資格が得られなかった場合は、試験日前に申請があった場合に限り手数料差し引きのうえ、受験料を返金します。

## 4.技術検定実務経験証明書の証明印について ( B 票 )

技術検定実務経験証明者欄は、勤務先の代表者等の署名・押印(公印)が必ず必要です。

証明者は、実務経験証明書に記載された内容を確認のうえ、証明を行ってください。

虚偽申請の場合には、受験停止等の措置が行われます。この場合、受験料も返還いたしません。

●1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。

●2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

(証明を受けられない場合は、本財団試験研修本部までお問合わせください。)

### (1)民間企業に勤務している方(株式会社等)

- ① 原則、会社の代表取締役の証明です。役職印と会社印の二つが必要です。  
ただし、役職印と会社印を兼ねている印の場合は、一つで結構です。  
(記載した会社名及び役職名が押印する公印と異なる場合は、確認のため印鑑証明書(写)を提出してください。)
- ② 代表取締役に代わる証明者は、人事権を持つ上司の方に限ります。  
(副社長、専務取締役、人事部長等で役職印をお持ちの方)
- ③ 証明印としては、私印(認印等)は不可です。



#### 証明例

証明者	会社又は事業所名	〇〇建設株式会社	
	所在地	東京都〇〇区平和島5-6-4	
	役職名	代表取締役社長	
	氏名	〇〇〇〇	

### (2)民間組織で法人化(株式会社等)されていないところに勤めている方

- ① 原則は、(1)のとおりです。
- ② 役職印がない場合は経営者の実印を押印してください。  
会社印のない場合は「会社印なし」と空欄に赤で明記してください。

#### 証明例

証明者	会社又は事業所名	〇〇工務店	「会社印なし」
	所在地	東京都〇〇区虎の門4-2-12	
	役職名	代表者	
	氏名	〇〇〇〇	

### (3) 公共機関に勤めている方

証明印は、市長等の公印または所属長など人事経歴を証明できる権限を持っている方の役職印を押印してください。(私印は不可)

### (4) 受験申込者自身が代表者〔経営者〕である場合

- ①原則は、(1)と(2)のとおりです。
  - ②証明者欄は、代表者名(受験申込者名)を記入し、証明者との関係欄は、「本人」と記入してください。
  - ③受験申込者自身が代表者〔経営者〕であることの証として、名称及び代表者の氏名等が確認できる「**建設業許可通知書**」のコピーを添付書類として付け加えてください。なお、建設業の許可を受けていない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表者の氏名及び工事名等が確認できるページ)のコピーを添付してください(最近に請け負った工事1件のもの)。
- ※上記③の添付書類を提出する場合であっても、**B**票の作成は必要です。

## 5. 夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。

夜間部(第二部)在学中の実務を実務経験年数に加算する場合は、その一つ前を受検資格上の最終学歴とします。(例:夜間大学の方は高等学校、夜間高等学校の方は中学校等を受検資格上の最終学歴とします。)

## 6. 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取り扱いについては、原則として、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が、日本国内の学校を卒業した者と同様の条件で受験するためには、その学歴について、個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。(最終学歴の学科が指定学科に相当するかどうかとも同時に審査されます。)

なお、受験される際には日本国内での建築施工管理に関する所定の実務経験が必要です。

**受験を希望される方は、受験申込書類に次の「(1)認定申請に必要な書類」を添付し、本財団に提出してください。**

- ④ **すでに2級建築施工管理技術検定試験の受検資格を認定されている方は、再度、認定申請する必要はありません。国土交通大臣発行の認定書の写しを受験申込書類に同封して提出してください。**

### (1) 認定申請に必要な書類

- ① 受検資格認定申請書(国土交通大臣宛)
- ② 学歴についての一覧表
- ③ 卒業証明書(写)及び日本語訳
- ④ 成績証明書(写)及び日本語訳(単位数、履修時間数がわかるもの)

- ④ **①の用紙は、国土交通省ホームページから入手してください。または、本財団試験研修本部に請求してください。**

### (2) 認定申請方法

認定申請に必要な書類を受験申込書類に同封して、締切日までに本財団に提出してください。

### (3) 審査結果等について

- ・個別認定の審査結果は、国土交通大臣から申請者本人に通知されます。(審査結果により、受験できない場合もあります。)
- ・国土交通大臣の認定を受けてから、本財団から申請者本人に受検票を送付します。
- ・建築施工管理技術検定以外の種目を受験する場合は、種目ごとに個別に申請してください。

### (4) 日本国外学校認定審査に関する問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局 建設業課技術検定係 TEL 03-5253-8111(内線:24744)